

新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">広島県障害者外出介護従業者養成研修実施要領</p> <p>第1 要領の趣旨</p> <p>1 この要領は、「広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱」(以下「要綱」という。)第18条の規定に基づき、<u>全身性障害者外出介護従業者養成研修課程及び知的障害者外出介護従業者養成研修課程</u>の実施について必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 総論</p> <p>1 研修の課程</p> <p>(1) 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程は、全身性の障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術を習得することを目的として実施するものとする。</p> <p>(2) 知的障害者外出介護従業者養成研修課程 知的障害者外出介護従業者養成研修課程は、知的障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術を習得することを目的として実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">広島県障害者外出介護従業者養成研修実施要領</p> <p>第1 要領の趣旨</p> <p>1 この要領は、「広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱」(以下「要綱」という。)第18条の規定に基づき、<u>視覚障害者外出介護従業者養成研修課程、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程及び知的障害者外出介護従業者養成研修課程</u>の実施について必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 総論</p> <p>1 研修の課程</p> <p>(1) <u>視覚障害者外出介護従業者養成研修課程</u> <u>視覚障害者外出介護従業者養成研修課程は、視覚障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術を習得することを目的として実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>全身性障害者外出介護従業者養成研修課程</u> 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程は、全身性の障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術を習得することを目的として実施するものとする。</p> <p>(3) <u>知的障害者外出介護従業者養成研修課程</u> 知的障害者外出介護従業者養成研修課程は、知的障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術を習得することを目的として実施するものとする。</p>

2 受講対象者

各課程の受講対象者は、次のとおりとする。

課 程	区分	時間数	受 講 対 象 者
全身性障害者外出 介護従業者養成研 修課程	A	10	<p>1 全身性の障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術の習得を希望する者であって、次に掲げる者。</p> <p>(1) 居宅介護職員初任者研修課程等修了者</p> <p>(2) 介護職員初任者研修課程等修了者</p> <p>(3) 介護福祉士実務者研修修了者</p> <p>(4) 介護福祉士の資格を有する者</p> <p>(5) 看護師、准看護師、保健師又は助産師の資格を有する者</p> <p>2 前記1の要件は、研修開始の前日までに満たしているものとする。ただし、前記1のいずれかの研修課程と全身性障害者外出介護従業者養成研修課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行う場合はこの限りではない。</p> <p>3 前記1の要件の確認は、受講者から「各研修課程の修了証明書の写し」又は「看護師等の資格証明書の写し」の提出を求めて行うこと。</p>
	B	16	全身性の障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術の習得を希望する者。
(略)	(略)	(略)	(略)

2 受講対象者

各課程の受講対象者は、次のとおりとする。

課 程	区分	時間数	受 講 対 象 者
視覚障害者外 出介護従業者 養成研修課程	A	12	<p>1 視覚障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術の習得を希望する者であって、次に掲げる者</p> <p>① 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第1条第3号、第8号又は第13号に定める研修課程を修了した者(以下「居宅介護職員初任者研修課程等修了者」という。)</p> <p>居宅介護職員初任者研修課程等修了者 <input type="checkbox"/>居宅介護職員初任者研修課程修了者 <input type="checkbox"/>平成25年3月31日において、既に居宅介護従業者養成研修1,2級課程を修了している者 <input type="checkbox"/>平成25年3月31日において、居宅介護従業者養成研修1,2級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者</p> <p>② 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に定める研修の課程を修了した者及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護全般に関する介護職員基礎研修課程を修了した者、訪問介護に関する1級課程を修了した者、訪問介護に関する2級課程を修了した者(以下「介護職員初任者研修課程等修了者」という。)</p> <p>介護職員初任者研修課程等修了者 <input type="checkbox"/>介護職員初任者研修課程修了者 <input type="checkbox"/>介護員養成研修介護職員基礎研修課程修了者 <input type="checkbox"/>介護員養成研修1級課程修了者 <input type="checkbox"/>介護員養成研修2級課程修了者</p> <p>③ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(以下「介護福祉士実務者研修修了者」という。)</p> <p>④ 介護福祉士の資格を有する者</p> <p>⑤ 看護師、准看護師、保健師又は助産師の資格を有する者</p> <p>2 前記1の要件は、研修開始の前日までに満たしているものとする。ただし、前記1のいずれかの研修課程と視覚障害者外出介護従業者養成研修課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行う場合はこの限りではない。</p> <p>3 前記1の要件の確認は、受講者から「各研修課程の修了証明書の写し」又は「看護師等の資格証明書の写し」の提出を求めて行うこと。</p>
	B	20	視覚障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術の習得を希望する者。

<p>3 運営に関する事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 衛生管理等</p> <p>ㄠ 研修実施者は、受講者等の清潔の保持及び健康状態について留意するとともに、必要な措置を講じるよう努めること。</p> <p>ㄡ 研修実施者は、研修会場の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 苦情処理</p> <p>ㄠ 研修実施者は、研修に係る受講者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。</p> <p>ㄡ 研修実施者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(8) 事故発生時の対応</p> <p>ㄠ 研修実施者は、研修の実施中に事故が発生した場合は、受講者の安全確保等に必要な措置を速やかに講じるとともに、受講者に重大な影響を与える事故については、遅滞なく広島県の担当課に報告すること。</p> <p>ㄡ 研修実施者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。</p>		<p>全身性障害者 外出介護従業者養成研修課程</p>	<p>A</p>	<p>10</p>	<p>1 全身性の障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術の習得を希望する者であって、次に掲げる者。</p> <p>① 居宅介護職員初任者研修課程等修了者</p> <p>② 介護職員初任者研修課程等修了者</p> <p>③ 介護福祉士実務者研修修了者</p> <p>④ 介護福祉士の資格を有する者</p> <p>⑤ 看護師、准看護師、保健師又は助産師の資格を有する者</p> <p>2 前記1の要件は、研修開始の前日までに満たしているものとする。ただし、前記1のいずれかの研修課程と全身性障害者外出介護従業者養成研修課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行う場合はこの限りではない。</p> <p>3 前記1の要件の確認は、受講者から「各研修課程の修了証明書の写し」又は「看護師等の資格証明書の写し」の提出を求めて行うこと。</p>
		<p>B</p>	<p>16</p>	<p>全身性の障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術の習得を希望する者。</p>	
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
		<p>3 運営に関する事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 衛生管理等</p> <p>① 研修実施者は、受講者等の清潔の保持及び健康状態について留意するとともに、必要な措置を講じるよう努めること。</p> <p>② 研修実施者は、研修会場の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 苦情処理</p> <p>① 研修実施者は、研修に係る受講者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。</p> <p>② 研修実施者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(8) 事故発生時の対応</p> <p>① 研修実施者は、研修の実施中に事故が発生した場合は、受講者の安全確保等に必要な措置を速やかに講じるとともに、受講者に重大な影響を与える事故については、遅滞なく広島県の担当課に報告すること。</p> <p>② 研修実施者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。</p>			

第3 研修の実施

1～6 (略)

7 研修の内容等

(1)～(4) (略)

(5) 教材は、カリキュラムの内容を学習するために適切と認められるものを選定すること。なお、教材が次に掲げる事項に該当する場合は、訂正など必要な措置を講じること。

ア 誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載があることを発見したとき。

イ 学習を進めるうえで支障となる記載、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁があることを発見したとき。

8 講義

(1) (略)

(2) 講義を通信の方法によって行う場合は、次により実施すること。

ア 通信学習をする科目ごとに学習課題を設定すること。

イ 学習課題の提出は、受講者が十分に学習できる期間を勘案して期限を設定すること。

ウ 受講者の理解度の向上に資するため、1時間以上の面接指導を行うこと。

エ 各科目について適切に指導できる講師が課題の作成、添削、評価等を行うこと。

オ 受講者から提出された課題の添削結果が学則に定める合格点に達しなかった場合は、再度課題を課し、合格点に達するまで指導を徹底すること。

カ 受講者の質問に適切に対応するため、電話、ファクシミリ、メール等による指導体制を整えること。

(3) (略)

9～10 (略)

11 科目の免除

(1) 次に掲げる者が研修を受講する場合は、受講者の希望により、当該課程の研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。この場合、免除できる科目については、別紙1「障害者外出介護従業者養成研修科目免除一覧」に定めるとおりとする。

ア 居宅介護職員初任者研修課程等修了者

イ 介護職員初任者研修課程等修了者

ウ 介護福祉士実務者研修修了者

エ 介護福祉士の資格を有する者

オ 看護師、准看護師、保健師又は助産師の資格を有する者

(2)～(5) (略)

12 研修修了の認定方法

研修の修了評価については、修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行うこととし、認定基準を定め学則に明記すること。

(1) (略)

(2) 理解度の確認

次により理解度の確認方法を定め、確認された者について修了を認定すること。

ア 講義

第3 研修の実施

1～6 (略)

7 研修の内容等

(1)～(4) (略)

(5) 教材は、カリキュラムの内容を学習するために適切と認められるものを選定すること。なお、教材が次に掲げる事項に該当する場合は、訂正など必要な措置を講じること。

① 誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載があることを発見したとき。

② 学習を進めるうえで支障となる記載、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁があることを発見したとき。

8 講義

(1) (略)

(2) 講義を通信の方法によって行う場合は、次により実施すること。

① 通信学習をする科目ごとに学習課題を設定すること。

② 学習課題の提出は、受講者が十分に学習できる期間を勘案して期限を設定すること。

③ 受講者の理解度の向上に資するため、1時間以上の面接指導を行うこと。

④ 各科目について適切に指導できる講師が課題の作成、添削、評価等を行うこと。

⑤ 受講者から提出された課題の添削結果が学則に定める合格点に達しなかった場合は、再度課題を課し、合格点に達するまで指導を徹底すること。

⑥ 受講者の質問に適切に対応するため、電話、ファクシミリ、メール等による指導体制を整えること。

(3) (略)

9～10 (略)

11 科目の免除

(1) 次に掲げる者が研修を受講する場合は、受講者の希望により、当該課程の研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。この場合、免除できる科目については、別紙1「障害者外出介護従業者養成研修科目免除一覧」に定めるとおりとする。

① 居宅介護職員初任者研修課程等修了者

② 介護職員初任者研修課程等修了者

③ 介護福祉士実務者研修修了者

④ 介護福祉士の資格を有する者

⑤ 看護師、准看護師、保健師又は助産師の資格を有する者

(2)～(5) (略)

12 研修修了の認定方法

研修の修了評価については、修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行うこととし、認定基準を定め学則に明記すること。

(1) (略)

(2) 理解度の確認

次により理解度の確認方法を定め、確認された者について修了を認定すること。

① 講義

㉞ 通学

担当講師が、試験、レポート等により理解度を評価すること。理解が不足していると認められる場合は、再試験、レポート等の再提出により指導すること。

㉟ 通信

担当講師が、受講者から提出された学習課題の添削を行い、理解度を評価すること。理解が不足していると認められる場合は、課題を再提出させて指導すること。

イ 演習

担当講師等が、試験、レポート等により理解度を評価すること。理解が不足していると認められる場合は、再試験、レポート等の再提出により指導すること。

13 補講

(1) (略)

(2) 補講の取扱いについては、次に掲げる事項を学則に定めること。

ア 補講の実施の有無

イ 補講が可能な科目

ウ 補講の上限（時間数等）

エ 補講の方法

オ 補講に要する費用

(3) 補講の方法

ア 補講は、科目単位で実施することを原則とする。

イ 補講は、次のいずれかの方法で実施すること。

㉞ 当該研修実施者において、同一内容の科目を別の日に設定して再度行う方法

㉟ 欠席した科目と同一の科目を、当該研修実施者が別の時期に行う同一課程の研修で再受講させる方法

㊱ 欠席した科目と同一の科目を、他の研修実施者が行う同一課程の研修で再受講させる方法

(4) 補講の確認

ア 当該研修実施者が同一内容の科目を再度行う方法で補講を実施した場合は、補講分の出席簿を作成するなどにより出席を確認すること。

イ 当該研修実施者が別の時期に行う研修で再受講させる方法で補講を実施した場合は、その研修における出席簿に当該補講受講者の欄を作成するなどにより出席を確認すること。

ウ 他の研修実施者が行う研修で再受講させる方法で補講を実施した場合は、補講を依頼した研修実施者は、補講終了後、補講を実施した研修実施者から「補講受講証明書」（参考様式1）を受領し、受講状況を確認すること。

(5) (略)

(6) 留意事項

ア 補講受講者に対し、ビデオや授業テープ等を視聴させるのみでは補講とは認められないこと。

イ 研修実施者は、補講受講者に対し、各課程の研修期間内に補講を修了できない場合は当該研修課程を修了できなくなる旨を周知しておくこと。

ウ 補講受講者に対する修了証書等の交付は、当該補講を含めた全日程を修了したことを確

ア 通学

担当講師が、試験、レポート等により理解度を評価すること。理解が不足していると認められる場合は、再試験、レポート等の再提出により指導すること。

イ 通信

担当講師が、受講者から提出された学習課題の添削を行い、理解度を評価すること。理解が不足していると認められる場合は、課題を再提出させて指導すること。

② 演習

担当講師等が、試験、レポート等により理解度を評価すること。理解が不足していると認められる場合は、再試験、レポート等の再提出により指導すること。

13 補講

(1) (略)

(2) 補講の取扱いについては、次に掲げる事項を学則に定めること。

① 補講の実施の有無

② 補講が可能な科目

③ 補講の上限（時間数等）

④ 補講の方法

⑤ 補講に要する費用

(3) 補講の方法

① 補講は、科目単位で実施することを原則とする。

② 補講は、次のいずれかの方法で実施すること。

ア 当該研修実施者において、同一内容の科目を別の日に設定して再度行う方法

イ 欠席した科目と同一の科目を、当該研修実施者が別の時期に行う同一課程の研修で再受講させる方法

ウ 欠席した科目と同一の科目を、他の研修実施者が行う同一課程の研修で再受講させる方法

(4) 補講の確認

① 当該研修実施者が同一内容の科目を再度行う方法で補講を実施した場合は、補講分の出席簿を作成するなどにより出席を確認すること。

② 当該研修実施者が別の時期に行う研修で再受講させる方法で補講を実施した場合は、その研修における出席簿に当該補講受講者の欄を作成するなどにより出席を確認すること。

③ 他の研修実施者が行う研修で再受講させる方法で補講を実施した場合は、補講を依頼した研修実施者は、補講終了後、補講を実施した研修実施者から「補講受講証明書」（参考様式1）を受領し、受講状況を確認すること。

(5) (略)

(6) 留意事項

① 補講受講者に対し、ビデオや授業テープ等を視聴させるのみでは補講とは認められないこと。

② 研修実施者は、補講受講者に対し、各課程の研修期間内に補講を修了できない場合は当該研修課程を修了できなくなる旨を周知しておくこと。

③ 補講受講者に対する修了証書等の交付は、当該補講を含めた全日程を修了したことを確

認した後に行うこと。

第4～第8 (略)

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年12月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の広島県障害者外出介護従業者養成研実施要領の様式による申請その他の手続は、この要領による改正後の広島県障害者外出介護従業者養成研修実施要領の様式による申請その他の手続とみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年8月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年6月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の広島県障害者外出介護従業者養成研実施要領の様式による申請その他の手続は、この要領による改正後の広島県障害者外出介護従業者養成研修実施要領の様式による申請その他の手続とみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月16日から施行する。

認した後に行うこと。

第4～第8 (略)

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年12月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の広島県障害者外出介護従業者養成研実施要領の様式による申請その他の手続は、この要領による改正後の広島県障害者外出介護従業者養成研修実施要領の様式による申請その他の手続とみなす。

附 則

この要領は、平成24年8月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年6月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の広島県障害者外出介護従業者養成研実施要領の様式による申請その他の手続は、この要領による改正後の広島県障害者外出介護従業者養成研修実施要領の様式による申請その他の手続とみなす。